

厚木市大規模共同住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における大規模共同住宅の建築により局所的に発生する保育需要に対応するため、当該建築を行う事業者の協力を得て、地域の実情に応じた保育所等を設置することにより、安心して子育てができる環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模共同住宅 計画戸数が200戸以上の共同住宅及び戸建住宅をいう。
- (2) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 事業者 大規模共同住宅の建築に係る工事請負契約の発注者若しくはその代理人又は請負契約によらないで自らその行為をする者をいう。

(協力要請)

第3条 市長は、事業者から厚木市開発許可等事務処理要綱(平成14年4月1日。以下「開発許可等要綱」という。)第2条に基づき事前調整の届出があったときは、当該地周辺における就学前児童数、保育施設等の有無、周辺環境の現状及び将来の動向などに基づき、保育所等の設置の必要性について総合的に判断するものとする。

2 市長は、前項の規定により保育所等の設置が必要であると判断した場合は、保育所等設置に係る協力要請書(第1号様式)により事業者に対し要請するものとする。

3 事業者は、前項の規定による要請を受けたときは、保育所等設置要請に対する回答書(第2号様式)により回答するものとする。

(協議)

第4条 市長は、前条第3項の規定により回答書が提出されたときは、事業者と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業者から前条第3項に規定する回答がなかった場合においても、周辺の保育環境を勘案して特に必要があると認めるときは、事業者に協議を要請することができる。

(協議結果)

第5条 市長は、前条の規定により事業者と協議したときは、その結果について、協議結果確認書(第3号様式)を作成し、事業者と相互に確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改めるための要綱等の改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。